

第6期 金ヶ崎町障がい福祉計画
第2期 金ヶ崎町障がい児福祉計画

計画期間：令和3年度～令和5年度
(2021年度～2023年度)

金ヶ崎町

目 次

第1章	計画の概要	3
I	計画策定の背景と趣旨	3
II	計画の性格	4
III	計画の期間	4
IV	基本目標	5
V	計画の策定及び推進体制について	5
VI	障害者総合支援法に基づく国の基本指針の見直しと追加事項	6
VII	国の基本指針の主なポイント	6
VIII	障害者総合支援法に基づくサービス内容	8
第2章	障がいのある人を取り巻く状況	9
I	人口の推移	9
II	身体障がい者（児）	10
III	知的障がい者（児）	12
IV	精神障がい者（児）	12
V	発達障がい者（児）	13
VI	高次脳機能障がい	14
VII	難病患者	14
第3章	実施状況	15
I	数値目標に対する実績	15
II	障がい福祉サービスの見込量に対する実績	18
III	地域生活支援事業の見込量に対する実績	21
IV	現状と課題	22
第4章	数値目標	24
I	令和5年度の目標値の設定	24
第5章	障がい福祉サービス等の見込量	27
I	障がい福祉サービス	27
II	地域生活支援事業の見込量	33
資 料	用語の説明	35

第1章 計画の概要

I 計画策定の背景と趣旨

本町では、平成18年4月に「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）」が施行されたことに伴い、福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関することや、各年度における福祉サービス等の必要な見込量などを確保するための方策を定めた「第1期金ケ崎町障害福祉計画」を策定しました。

また、平成25年4月には地域社会における共生の実現に向け、障害者自立支援法に替わる新たな福祉制度を定めた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成25年法律第123号）」（以下、「障害者総合支援法」という。）が施行され、障がい福祉サービスにかかる支援が総合的に行われています。

現在「第5期金ケ崎町障がい福祉計画」を実施しており、この計画では児童福祉法（昭和22年法律164号）の改正により障がい児通所支援などの見込み量を定める「第1期金ケ崎町障がい児福祉計画」も合わせて策定し、障がい者（児）福祉の向上を図っています。

今般の計画の見直しは、「第5期金ケ崎町障がい福祉計画」及び「第1期金ケ崎町障がい児福祉計画」の進捗状況等の評価・分析を行ったうえで、引き続き取り組むべき課題を整理し、これらを踏まえたサービス基盤整備への取組を着実に推進するため、上位計画である「第2期金ケ崎町障がい者福祉計画」との整合性を取りながら、令和5年度を目標年度とした「第6期金ケ崎町障がい福祉計画」及び「第2期金ケ崎町障がい児福祉計画」を策定するものです。

障害者総合支援法（抜粋）

（市町村障害福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1）障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- （2）各年度における指定障害者福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込

児童福祉法（抜粋）

（市町村障害児福祉計画）

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

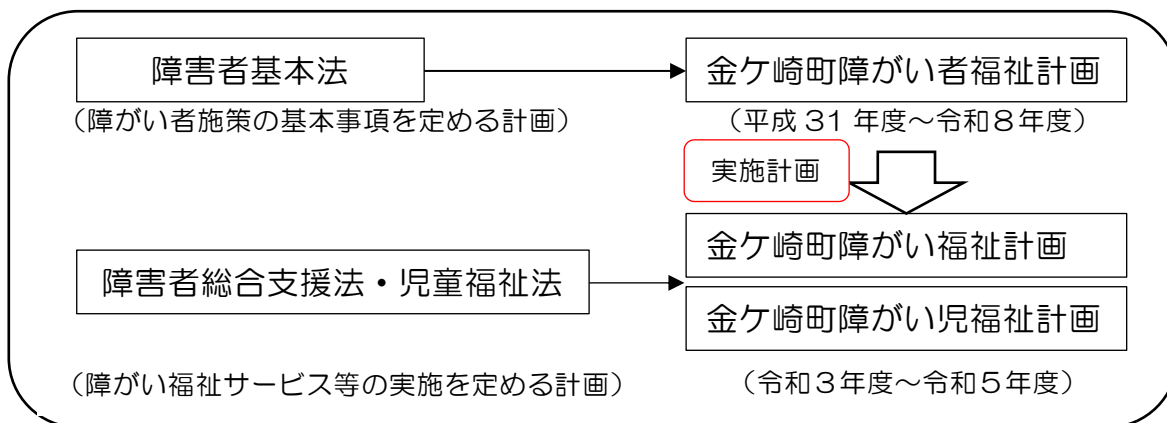
2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1）障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- （2）各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- （3）地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

第1章 計画の概要

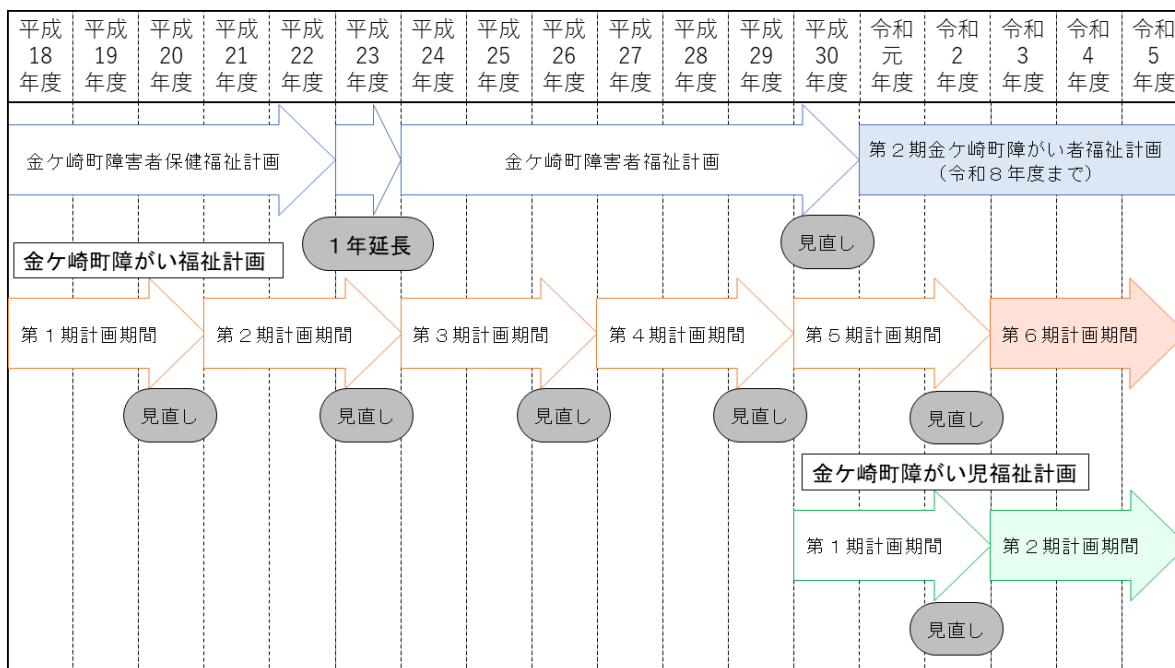
II 計画の性格

- 1 この計画は、障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20の規定に基づき、国の定める基本指針に沿って策定するものです。
- 2 金ケ崎町総合計画との整合性を確保しつつ「金ケ崎町障がい者福祉計画」を上位計画として、当該計画に掲げる事項のうち、障がい福祉サービス、障がい児通所支援、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する具体的な実施計画と位置づけます。



III 計画の期間

市町村障害福祉計画は、3年を1期として策定することとされています。第6期金ケ崎町障がい福祉計画及び第2期金ケ崎町障がい児福祉計画は、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間として策定します。



第1章 計画の概要

IV 基本目標

第2期金ケ崎町障がい者福祉計画及び第5期金ケ崎町障がい福祉計画で掲げている、障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域で安心して「共に暮らし」、「社会に参加していく」ことのできるまちの実現を目指すことを基本目標として引き継ぎ、その推進を図ります。

基本目標

「住みなれた地域で共に暮らし、
共に社会参加するまちの実現」

～だれもが暮らしやすいまち かねがさき～

V 計画の策定及び推進体制について

本計画策定にあたっては、障がいのある人の生活実態や支援施策に関する意見を把握し、計画に反映させるため、施設担当者へのアンケートやパブリックコメントを行い、障がい福祉サービスの提供体制整備及び計画的な推進を図るための参考としました。

また、これらを基に、障がい者関係団体や障がい者福祉施設の代表等により構成された金ケ崎町地域自立支援協議会を中心に、計画策定について協議・検討を行いました。

計画の推進にあたっては、保健、福祉、教育、労働をはじめとする関係機関等との密接な連携の下、効果的な事業執行に努めるとともに、年度ごとに計画の達成状況、事業の進捗状況等について点検・把握し、評価を行い、その評価にあたっては、金ケ崎町地域自立支援協議会等に情報提供を行いながら、意見を聴取し必要な対策を講じることで、計画の着実な進行管理に努めます。

VI 障害者総合支援法に基づく国の基本指針の見直しと追加事項

○ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（見直し）

令和5年度末における精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を新たな指標に追加します。

○ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実（見直し）

各市町村又は各圏域に1つ以上の拠点等を確保することは指標として継続となり、年1回以上運用状況を検証・検討することが追加されます。

○ 福祉施設から一般就労への移行等（見直し）

就労移行支援の利用者数、就労継続支援A型及びB型の利用者数、就労定着支援の利用者数・就労定着率が新たな指標に追加されます。

○ 障がい児支援の提供体制の整備等（見直し）

難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保すること、令和5年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、県、圏域及び各市町村において、関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することが指標に追加されます。

○ 相談支援体制の充実・強化等（追加）

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

○ 障がい福祉サービス等の質の向上（追加）

令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築します。

VII 国の基本指針の主なポイント

○ 地域における生活の維持及び継続の推進

日中サービス支援型指定共同生活援助による支援体制の確保等により、地域での暮らしを継続できるような体制確保が求められています。

○ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者の退院後の地域への定着に関する成果目標が追加されたほか、アルコール・薬物等の依存症対策を推進することとしています。

第1章 計画の概要

○ 福祉施設から一般就労への移行等

移行者数の目標値において就労移行支援の目標を明確化するとともに、就労継続支援A型及びB型についても成果目標を追加することとしています。また、就労定着支援の利用者数を目標として追加するとともに、定着率の数値目標を設定することとしています。

○ 地域社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現に向け、仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等に応じ、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

○ 発達障がい者等支援の一層の充実

発達障がい者等に対する支援に関して、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制の確保、発達障がいの診断等を専門的に行う医療機関等の確保が重要となります。

○ 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備

児童発達支援センターの地域支援機能の強化、障がい児入所施設のケア単位の小規模化の推進等により、保育・保健医療・教育等の関係機関連携、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備に取り組みます。

○ 相談支援体制の充実・強化等

各地域において検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行うことが必要となります。

○ 障がい者の社会参加を支える取組

文化芸術活動を支援するセンターの設置及び広域的な支援を行うセンターの設置、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

○ 障がい福祉サービス等の質の向上

障がい福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築することを成果目標に追加します。

○ 障がい福祉人材の確保

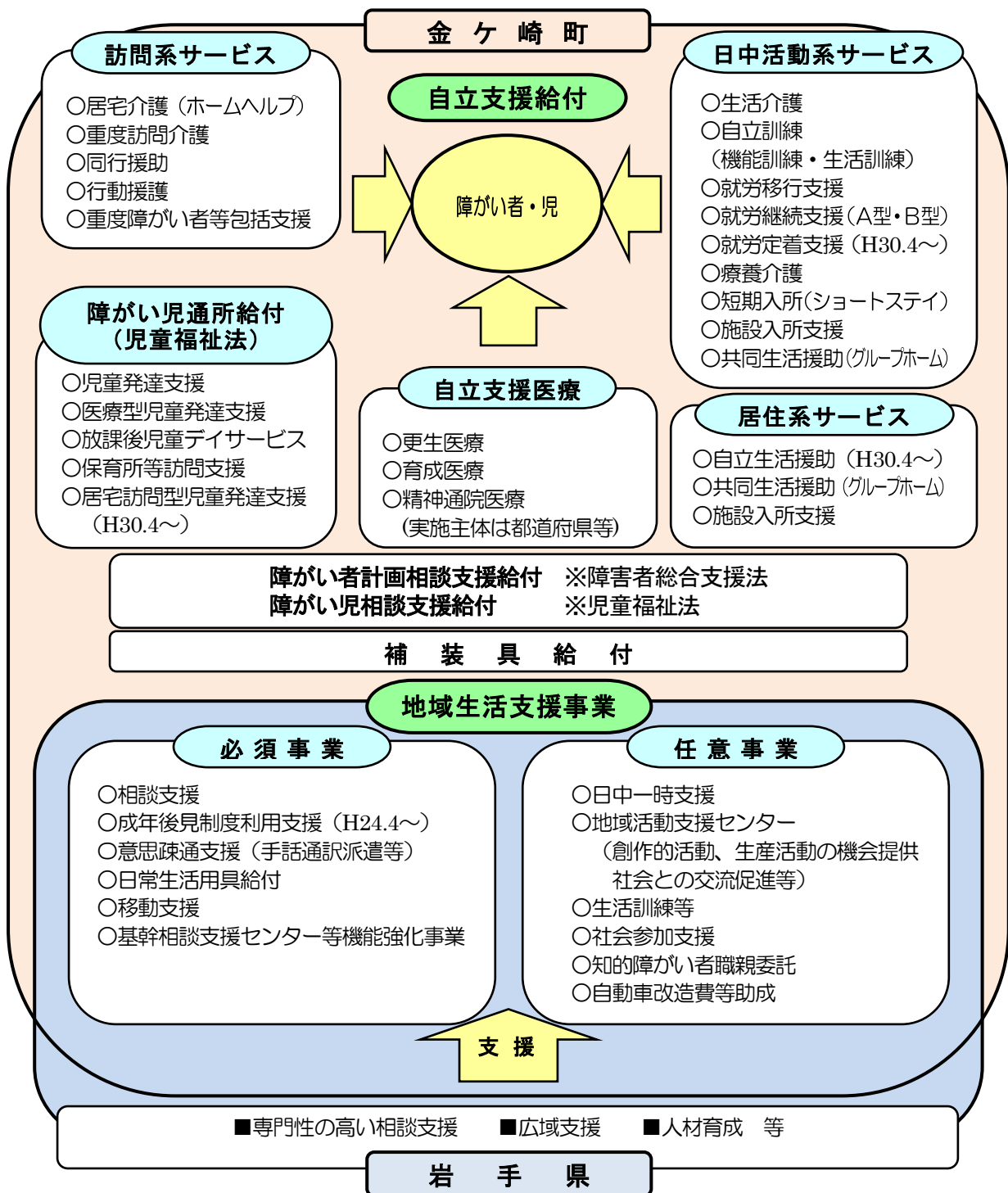
多職種間の連携の推進、障がい福祉の職場の積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取り組むことが重要となります。

第1章 計画の概要

VIII 障害者総合支援法に基づくサービス内容

総合的な自立支援給付システムの構築

障害者総合支援法に基づき提供されるサービスは、全国一律に定められた自立支援給付と、地域での生活を支えるために、地方自治体が地域の実情に応じて柔軟に実施する地域生活支援事業により構成されています。また、自立支援給付は障がい福祉サービス（介護給付・訓練等給付）、自立支援医療、補装具費に分けられます。



第2章 障がいのある人を取り巻く状況

I 人口の推移

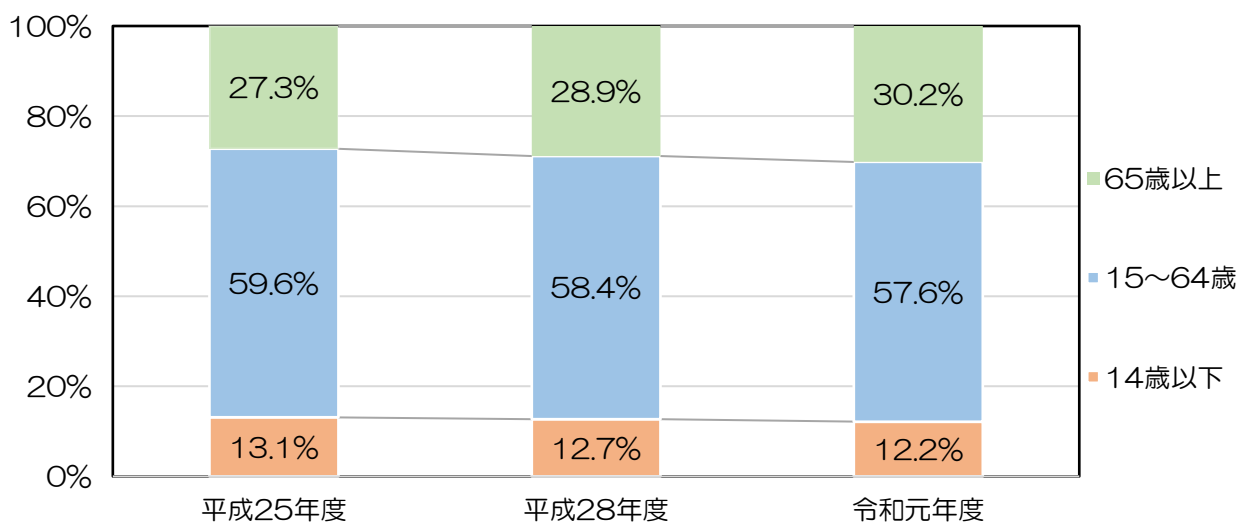
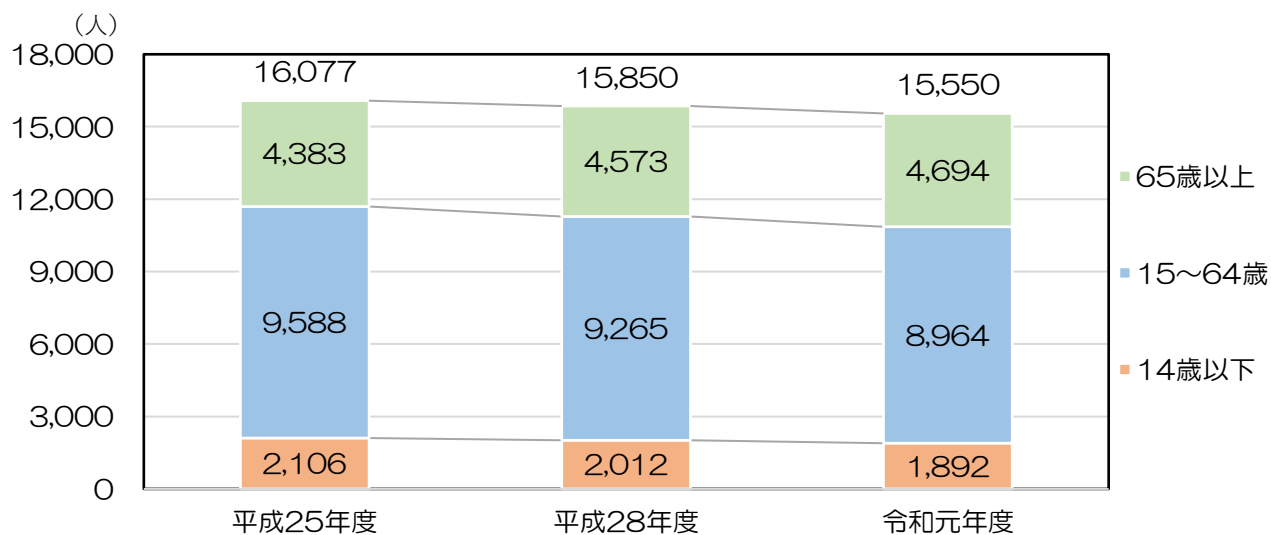
本町の総人口は、近年減少傾向にあります。また、令和元年度末現在の総人口に対する65歳以上の老年人口は4,694人(30.2%)で平成25年度末現在(27.3%)と比べ2.9ポイント増加しており、高齢化が進んでいます。

人口の推移

(単位：人)

区 分	平成25年度		平成28年度		令和元年度	
総人口	16,077	100%	15,850	100%	15,550	100%
14歳以下	2,106	13.1%	2,012	12.7%	1,892	12.2%
15~64歳	9,588	59.6%	9,265	58.4%	8,964	57.6%
65歳以上	4,383	27.3%	4,573	28.9%	4,694	30.2%

資料：住民基本台帳（各年度3月末現在）



第2章 障がいのある人を取り巻く状況

Ⅱ 身体障がい者（児）

身体障害者手帳所持者数は、令和元年度末現在 589 人で、総人口に占める割合は 3.8% となっています。

障がいの種別では、「肢体不自由」が 287 人（48.7%）、次いで「内部障がい」が 182 人（30.9%）、「聴覚・平衡機能障がい」が 64 人（10.9%）の順になっています。

障がい等級別では、1～2級の重度障がい者（児）が 286 人（48.5%）で、総人口に占める割合は 1.8% となっています。

年齢別身体障がい者（児）数の推移

（単位：人）

区 分	平成 25 年度	平成 28 年度	令和元年度
18 歳未満	13	8	10
18 歳以上	628	609	579
計	641	617	589

資料：保健福祉センター（各年度3月末現在）

令和元年度年齢別身体障がい者（児）数

（単位：人）

区 分	18 歳未満	18～64 歳	65 歳以上	計	
視覚・視野	0	10	35	45	7.6%
聴覚・平衡	2	26	36	64	10.9%
音声・言語・そしゃく	0	7	4	11	1.9%
肢体不自由	4	72	211	287	48.7%
内 部	4	36	142	182	30.9%
心臓	2	11	76	89	48.9%
じん臓	1	12	11	24	13.2%
呼吸器	0	2	27	29	15.9%
ぼうこう・直腸・小腸	0	8	28	36	19.8%
免疫	0	2	0	2	1.1%
肝臓	1	1	0	2	1.1%
計	10	151	428	589	100%

資料：保健福祉センター（令和2年3月末現在）

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

身体障がい者（児）数の推移（障がい別）

（単位：人）

区 分	平成 25 年度		平成 28 年度		令和元年度	
視覚・視野	49	7.7%	46	7.5%	45	7.6%
聴覚・平衡	75	11.7%	77	12.5%	64	10.9%
音声・言語・そしゃく	7	1.1%	8	1.3%	11	1.9%
肢体不自由	370	57.7%	323	52.3%	287	48.7%
内 部	140	21.8%	163	26.4%	182	30.9%
計	641	100%	617	100%	589	100%

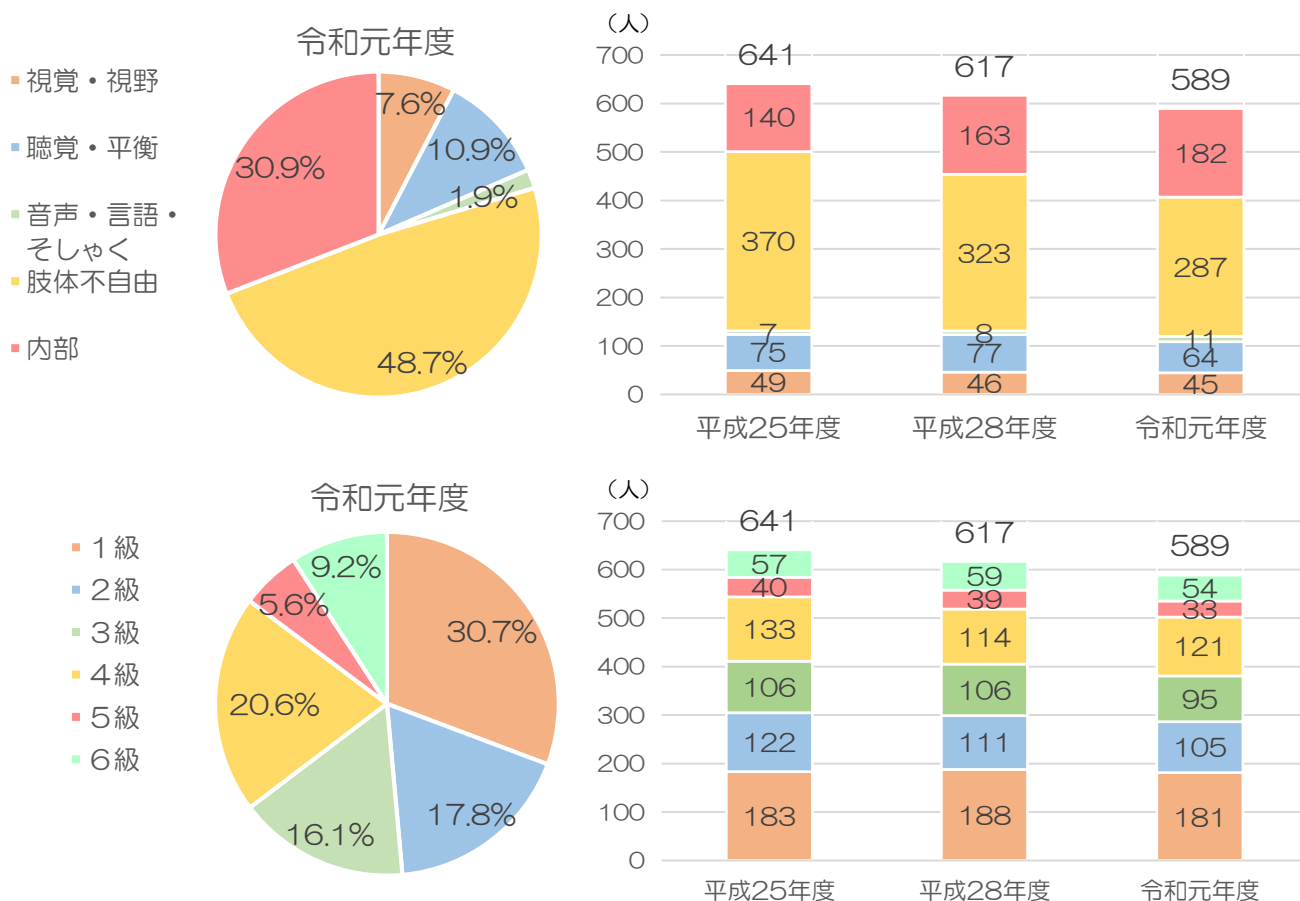
資料：保健福祉センター（各年度3月末現在）

身体障がい者（児）数の推移（等級別）

（単位：人）

区 分	平成 25 年度		平成 28 年度		令和元年度	
1 級	183	28.6%	188	30.5%	181	30.7%
2 級	122	19.0%	111	18.0%	105	17.8%
3 級	106	16.5%	106	17.2%	95	16.1%
4 級	133	20.8%	114	18.5%	121	20.6%
5 級	40	6.2%	39	6.3%	33	5.6%
6 級	57	8.9%	59	9.5%	54	9.2%
計	641	100%	617	100%	589	100%

資料：保健福祉センター（各年度3月末現在）



第2章 障がいのある人を取り巻く状況

Ⅲ 知的障がい者（児）

療育手帳所持者数による知的障がい者（児）の数は、近年、横ばい傾向で令和元年度末現在は151名で、総人口に占める割合は1.0%となっています。

手帳等級については、18歳以上のB判定の手帳交付者が62.3%を占めています。

療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

区 分		平成 25 年度		平成 28 年度		令和元年度	
A 判定	18 歳未満	9	6.3%	8	5.3%	7	4.6%
	18 歳以上	39	27.1%	36	23.8%	40	26.5%
B 判定	18 歳未満	16	11.1%	20	13.3%	10	6.6%
	18 歳以上	80	55.5%	87	57.6%	94	62.3%
計	18 歳未満	25	17.4%	28	18.5%	17	11.3%
	18 歳以上	119	82.6%	123	81.5%	134	88.7%
	計	144	100%	151	100%	151	100%

資料：保健福祉センター（各年度3月末現在）

Ⅳ 精神障がい者（児）

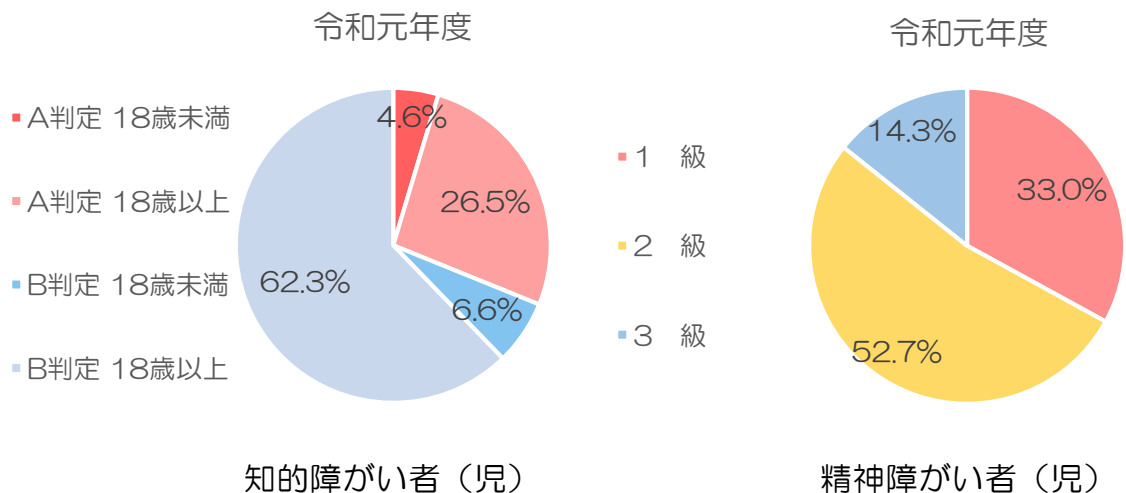
精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向であり、令和元年度末現在91名で、総人口に占める割合は0.6%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：人)

区 分	平成 25 年度		平成 28 年度		令和元年度	
1 級	24	42.1%	30	42.8%	30	33.0%
2 級	26	45.6%	27	38.6%	48	52.7%
3 級	7	12.3%	13	18.6%	13	14.3%
計	57	100%	70	100%	91	100%

資料：保健福祉センター（各年度3月末現在）



第2章 障がいのある人を取り巻く状況

V 発達障がい者（児）

「発達障害者支援法（平成16年、号外法律第167号）」において、発達障がいとは「自閉症※1、アスペルガー症候群※2、その他の広汎性発達障がい※3、学習障がい※4、注意欠陥多動性障がい※5、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」とされています。

自閉症の発症率については、1,000人対1人から2人程度と考えられていましたが、知的障がいを伴わない高機能自閉症※6の概念等が普及するにつれ、発症率がさらに高くなることが想定されてきています。

しかし、発達障がい者（児）数については、成人期までを含めた調査資料がないことから、正確な人数の把握はできていないのが現状です。

放課後等デイサービス利用者推移

（単位：人）

区 分	平成 25年度	平成 28年度	令和元年度			
			うち知的 障がい	うち身体 障がい	うち発達 障がい	
サービス支給決定人数	24	30	50	14	2	34

資料：保健福祉センター（各年度3月末現在）

※1【自閉症】

自閉症とは、「コミュニケーションが苦手」「興味や行動の強いこだわり」「相互的な対人関係の障がい」などを特徴とする発達障がいです。3歳までにいずれかの症状がみられると言われていました。

※2【アスペルガー症候群】

自閉症の特徴のうち知能や言語の遅れがないものをいいます。特定分野において極めて高い能力や知識を持つことも多いと言われていました。

※3【広汎性発達障がい】

自閉症、アスペルガー症候群のほか、レット障がい、小児期崩壊性障がい、特定不能の広汎性発達障がいを含む総称です。

※4【学習障がい】

学習障がいとは、基本的には全般的な知的発達に遅れはありませんが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す障がいです。

※5【注意欠陥多動性障がい】

気が散りやすい・忘れっぽい・些細なミスをする・考えずに行動する・落ち着きがないなど、年齢相応に不釣合いな、注意力・衝動性・多動性の症状がみられる障がいです。

※6【高機能自閉症】

「対人関係を作ることが困難」「言葉の発達の遅れ」「興味や関心が狭く特定のものにこだわる」といった特徴を有する障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れがないものをいいます。

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

VI 高次脳機能障がい

高次脳機能障がい※1とは、頭部外傷や脳血管障がい等による脳の損傷の後遺症として、「ミスが多い」「作業が長く続けられない」等の注意障がいや、「約束を忘れてしまう」「何度も同じことを繰り返し質問する」等の記憶障がい、「予定の時間に間に合わない」「言われたとおりに作業を完成させることができない」等の遂行機能障がい、「子どもっぽい」「感情を爆発させる」等の社会的行動障がいなどが生じ、このため日常生活、社会生活への適応が困難になる障がいです。

障がいの特性として、本人や家族など周囲の人も気づきにくく、実態把握が困難な状況にあります。

※1 【高次脳機能障がい】

頭部外傷、脳血管障がいなどの脳損傷に起因する記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどにより、日常生活または社会生活への適応に困難を有する状態のことです。

VII 難病患者

難病※1患者数（特定医療費（指定難病）医療受給者数）は、令和2年4月1日現在で、金ケ崎町では93人です。

「難病対策要綱（昭和47年、厚生省発表）」において難病の定義がなされており、「難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）」において56疾患が医療費の助成対象となりました。現在では、医療費の助成対象が333疾患に拡大しています。

※1 【難病】

厚生労働省が指定した特定疾患の通称です。厚生労働省が昭和47年に定めた「難病対策要綱」では、①原因不明、治療法未確定であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾患、②経過が慢性にわたり、経済的問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族等の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾患としています。

第3章 実施状況

I 数値目標に対する実績

1 福祉施設の入所者から地域生活への移行促進

項目	数値	考え方
現在の施設入所者数 (A)	20人	平成28年度末時点の施設入所者数
令和2年度末の施設入所者数 (B)	19人	令和2年度末の利用人員見込
【目標値】 削減見込 (A - B)	1人 (Aの6.0%)	差引減少見込数 (国の目標：2.0%)
【実績】 施設入所者数の削減数	3人 (Aの15.0%)	令和元年度末の施設入所者数 17人
【目標値】 施設入所者の地域生活移行者数	2人 (Aの10.0%)	施設入所からグループホーム、一般住宅等に地域移行を目指す人数 (国の目標：9.0%)
【実績】 地域生活移行者数	1人 (Aの5.0%)	地域生活移行者数 (平成28年度末～令和元年度)

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【目標値】	令和2年度末の保健・医療・福祉関係者による協議の場等の数	1か所
【実績】	平成30年度末の保健・医療・福祉関係者による協議の場等の数	0か所
	令和元年度末の保健・医療・福祉関係者による協議の場等の数	0か所

3 地域生活支援拠点等の整備

【目標値】	令和2年度末の地域生活支援拠点等の数	1か所
【実績】	平成30年度末の地域生活支援拠点等の数	0か所
	令和元年度末の地域生活支援拠点等の数	0か所

第3章 実施状況

4 福祉施設から一般就労への移行促進

項目	数値	考え方
現在の年間一般就労移行者数	1人	平成28年度において就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数
【目標値】 目標年度の年間一般就労移行者数	2人	令和2年度において就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数 (国の目標：1.5倍)
【実績】 一般就労移行者数	1人	令和元年度において就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
就労移行支援事業所の利用者数	1人	平成28年度末における就労移行支援事業所の利用者数
【目標値】 目標年度の利用者数	1人	令和2年度末の就労移行支援事業所の利用者数 (国の目標：20%以上増)
【実績】 利用者数	1人	令和元年度末の就労移行支援事業所の利用者数

項目	数値	考え方
就労移行率3割以上である 就労移行支援事業所	—	平成28年度末における、就労移行率3割以上である就労移行支援事業所数
【目標値】 就労移行率3割以上である 就労移行支援事業所	—	令和2年度末における、就労移行率3割以上である就労移行支援事業所数 (国の目標：5割以上)
【実績】 就労移行率3割以上である 就労移行支援事業所	0か所	令和元年度末における、就労移行率3割以上である就労移行支援事業所数

項目	数値	考え方
就労定着支援による支援開始から 1年後の職場定着率	0%	平成28年度末における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率
【目標値】 就労定着支援による支援開始から 1年後の職場定着率	0%	令和2年度末における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率 (国の目標：80%以上)
【実績】 就労定着支援による支援開始から 1年後の職場定着率	0%	令和元年度末における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率

第3章 実施状況

5 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置

【目標値】	令和2年度末の児童発達支援センターの数	1か所
【実績】	平成30年度末の児童発達支援センターの数	0か所
	令和元年度末の児童発達支援センターの数	0か所

(2) 保育所等訪問支援体制の構築

【目標値】	令和2年度末の保育所等訪問支援の数	1か所
【実績】	平成30年度末の保育所等訪問支援の数	0か所
	令和元年度末の保育所等訪問支援の数	0か所

(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【目標値】	令和2年度末の重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の数	1か所
【実績】	平成30年度末の重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の数	0か所
	令和元年度末の重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の数	0か所

【目標値】	令和2年度末の重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の数	1か所
【実績】	平成30年度末の重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の数	0か所
	令和元年度末の重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の数	0か所

(4) 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置

【目標値】	令和2年度末の保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の数	1か所
【実績】	平成30年度末の保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の数	1か所
	令和元年度末の保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の数	1か所

第3章 実施状況

II 障がい福祉サービスの見込量に対する実績

1 訪問系サービス

(月あたり)

区 分	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値 (見込)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護	時間	80	46.8	80	52.3	80	72.0
行動援護 重度障がい者等包括支援	人	10	10.3	10	9.9	10	11.8

2 日中活動系サービス

(月あたり)

区 分	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値 (見込)
生活介護	延べ日数	1,188	872.3	1,210	840.8	1,232	891
	利用者数	54	46.7	55	44.9	56	48.5
自立訓練（機能訓練）	延べ日数	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	利用者数	0	0.0	0	0.0	0	0.0
自立訓練（生活訓練）	延べ日数	31	0.0	31	0.3	31	12.0
	利用者数	1	0.0	1	0.1	1	1.0
就労移行支援	延べ日数	22	8.9	22	6.9	22	19.7
	利用者数	1	0.9	1	0.5	1	1.2
就労移行支援（A型）	延べ日数	110	108.8	110	99.0	110	69.6
	利用者数	5	5.0	5	4.7	5	3.3
就労移行支援（B型）	延べ日数	990	889.9	1,056	946.9	1,100	965.3
	利用者数	45	49.9	48	56.9	50	54.1
就労定着支援	利用者数	0	0.0	1	0.0	1	0.0
療養介護	利用者数	4	3.9	4	4.4	4	5.0
短期入所（福祉型）	延べ日数	24	27.8	24	38.3	24	36.3
	利用者数	6	4.8	6	5.3	6	4.8
短期入所（医療型）	延べ日数	0	4.3	0	0.0	0	0.0
	利用者数	0	0.2	0	0.0	0	0.0

第3章 実施状況

3 居住系サービス

(月あたり)

区 分	単 位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値 (見込)
自立生活援助	利用者数	0	0.0	0	0.0	0	0.0
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	28	27.1	30	26.9	32	26.8
施設入所支援	利用者数	20	17.7	20	16.3	19	17.0

4 相談支援

(月あたり)

区 分	単 位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値 (見込)
計画相談支援	利用者数	15	19.3	15	20.0	15	27.6
地域移行支援	利用者数	1	0.0	1	0.0	1	0.0
地域定着支援	利用者数	1	0.0	1	0.0	1	0.0

5 障がい児通所支援

(月あたり)

区 分	単 位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値 (見込)
児童発達支援	延べ日数	4	10.4	4	10.9	4	29.3
	人	1	2.6	1	2.6	1	3.3
医療型児童発達支援	延べ日数	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	人	0	0.0	0	0.0	0	0.0
放課後等デイサービス	延べ日数	750	630.6	750	559.4	750	510.6
	人	50	41.0	50	37.5	50	34.7
保育所等訪問支援	延べ日数	0	0.9	0	0.5	2	1.2
	人	0	1.1	0	0.6	1	0.8
居宅訪問型 児童発達支援	延べ日数	0	0.0	0	0.0	1	0.0
	人	0	0.0	0	0.0	1	0.0

第3章 実施状況

6 障がい児入所支援（胆江圏域で設定） （月あたり）

区 分	単 位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値 (見込)
福祉型児童入所支援	人	9	10	9	11	9	13
医療型児童入所支援	人	3	4	3	6	3	5

7 障がい児相談支援 （月あたり）

区 分	単 位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値 (見込)
計画相談支援	利用者数	10	8.5	10	7.7	10	9.2

8 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置 人数 （月あたり）

区 分	単 位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値 (見込)
コーディネーターの 配置人数	人	0	0	0	0	1	0

第3章 実施状況

Ⅲ 地域生活支援事業の見込量に対する実績

○サービスの見込量

※（ ）は実績値。令和2年度については見込値。 (年間)

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考
(1) 相談支援事業					
①障がい者相談支援事業					
基幹相談支援センターの設置	か所	1(1)	1(1)	1(1)	
②基幹相談支援センター等機能強化事業	か所	1(1)	1(1)	1(1)	
③住宅入居等支援事業	人	1(0)	1(0)	1(0)	
(2) 成年後見制度利用支援事業	人	1(0)	1(0)	1(0)	
(3) 意思疎通支援事業					
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	40(22)	40(52)	40(41)	実派遣回数
②手話通訳者設置事業	人	0(0)	0(0)	0(0)	実設置見込み者数
(4) 日常生活用具給付等事業					
①介護・訓練支援用具	件	1(3)	1(0)	1(0)	給付見込件数
②自立生活支援用具	件	2(2)	2(1)	2(0)	給付見込件数
③在宅療養等支援用具	件	2(4)	2(1)	2(3)	給付見込件数
④情報・意思疎通支援用具	件	5(1)	5(3)	5(2)	給付見込件数
⑤排せつ管理支援用具	件	95(325)	95(352)	95(401)	給付見込件数
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	1(0)	1(0)	1(0)	給付見込件数
(5) 移動支援事業	人	1(0)	1(1)	1(0)	実意用人員
	時間	12(0)	12(20)	12(0)	延べ利用時間
(6) 地域活動支援センター					
①自市町村利用分	か所	0(0)	0(0)	1(0)	設置か所数
	人	0(0)	0(0)	6(0)	実利用人員
②他市町村利用分	か所	4(3)	4(3)	4(1)	設置か所数
	人	10(12)	10(8)	10(2)	実利用人員

資料：保健福祉センター（各年度3月末現在）

IV 現状と課題

1 課題の整理

○ 施設入所者の地域生活への移行

施設入居者数は減少傾向にあるものの、入居者が地域移行するにあたり、本人の健康状態や意思、自宅に戻る際の受入れ体制の状態、グループホーム施設数の不足により移行が進んでいない状況にあります。

今後は、施設入所者の地域生活への移行を推進するため、引き続き「施設での生活」から「地域での生活」への求められる支援等の把握と分析に努めます。

また、地域自立支援協議会をはじめとする関係者のネットワーク強化を図り、地域での生活の支援に努めます。

○ 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築について

現在、精神障がい者における地域移行等に係る協議の場の設置はしていないものの、圏域においては協議の場を設けています。今後はこの協議の場において情報共有等を行い、意向に合った地域移行等の支援ができるよう努めます。

○ 地域生活支援拠点等の整備について

緊急時の受入れ対応や相談支援機能の体制整備が必要とされていますが、町単独での設置は多額の費用を必要とすることや対応する事業所の確保が困難であることから、圏域での整備に向け関係機関との意見交換を行う等、検討していきます。

○ 福祉施設から一般就労への移行促進について

就労移行支援事業所等の利用により、利用者の一定数は就労に結びついています。しかし、就労移行支援事業所の利用については、町内及び近隣市町に事業所が少ない状況もあり、伸び悩んでいるのが現状です。今後は、就労移行支援事業所等が徐々に増加している状況から、相談支援事業所等関係機関と連携し、就労移行支援事業所等の利用及び一般就労に結びつくよう取り組んでいきます。

○ 障がい児支援の提供体制の整備等について

関係機関等との協議の場を確保し、体制の整備を図っているものの、町内に障がい児通所サービスを提供できる事業所の設置ができていない状況にあります。今後は、圏域での協議を進めながら、サービス提供できる体制の整備に努めます。

第3章 実施状況

2 障がい福祉サービス

○訪問系サービスについて

訪問系サービス利用は増加傾向にあり、今後もニーズが増えることが予想されます。安心・安全な在宅生活に繋がる支援体制の強化が課題となっています。

○日中活動系サービスについて

日中活動系サービス利用は増加傾向にあるものの、就労移行支援や就労継続支援事業所A型については、就職に結びついている利用者も一定数いるため、伸び悩んでいます。また、短期入所においても、利用者の希望がマッチングされないことや、希望者が多く予約が取りにくい状況にあることなどから利用が進んでおらず、サービス提供事業者の確保が大きな課題となっています。

○居住系サービスについて

居宅系サービス利用者が固定されてきており、町内及び近隣市町のグループホーム等は満員状態となっています。しかし、今後は生活の場として、グループホーム等を希望する利用者の増加が予想されることから、将来的な需要に応えられるよう身近な地域における居住の場の確保が課題となっています。

3 障がい児通所支援

○障がい児通所支援について

放課後等デイサービス事業所の職員不足など、受け入れ体制が不十分であることにより事業所の受け入れ可能な人数より利用希望者が多い状態となっているため、利用が進んでいない状況となっており、サービス提供事業者の確保が必要となっています。

○児童発達支援について

関係機関と連携をとりながら、利用促進に繋げており、利用者は増加傾向にあります。

4 地域生活支援事業

○意思疎通支援事業について

概ね計画どおりに推移しています。

○日常生活用具について

排泄管理支援用具が大半を占めているものの、その他用具についても、一定数給付しており、概ね計画どおりに推移しています。

○移動支援事業及び地域活動支援センターについて

実施事業所が少ない等の理由から、利用者数が少ない状況となっているため、制度周知と体制強化を行っていく必要があります。

第4章 数値目標

I 令和5年度の目標値の設定

障がい者の自立に向け、障がい者の地域生活移行や就労支援などの新たな課題に対応するため、国の定めた基本指針により3か年ごとに目標値を設定することとされており、令和5年度を目標年度として、次に掲げる事項について、目標値を設定しています。

本町では、国の定めた基本指針及び岩手県の基本的な考え方を基に、町の実情を勘案した目標値を設定し、その達成に向けて施策等を講じていきます。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行促進

項目	数値	考え方
現在の施設入所者数（A）	17人	令和元年度末時点の施設入所者数
令和5年度末の施設入所者数（B）	16人	令和5年度末の利用人員見込
【目標値】 施設入所者の地域生活移行者数	2人 (Aの11%)	施設入所者の地域生活への移行者見込数 (国の目標：6.0%以上)
【目標値】 福祉施設入所者数の削減（A - B）	1人 (Aの6%)	施設入所者数の削減見込数 (国の目標：1.6%以上)

2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【目標値】 令和5年度末の地域生活支援拠点等の数	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	0か所	0か所	1か所

【目標値】 運用状況の検証及び検討回数	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	0回	0回	1回

※国の定めた基本指針では、令和5年度末までに、障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は各圏域に1つ以上確保し、年1回以上運用状況を検証及び検討することとされています。

第4章 数値目標

3 福祉施設から一般就労への移行促進

項目	数値	考え方
現在の年間一般就労移行者数	1人	令和元年度において就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数
【目標値】 目標年度の年間一般就労移行者数	4人	令和5年度において就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数 (国の目標：1.27倍以上)

項目	数値	考え方
就労移行支援事業所の一般就労移行者数	0人	令和元年度末における就労移行支援事業所の一般就労移行者数
【目標値】 目標年度の移行者数	1人	令和5年度末の就労移行支援事業所の移行者数(国の目標：1.30倍以上)

項目	数値	考え方
就労継続支援A型事業所の移行者数	0人	令和元年度末における、就労継続支援A型事業所の移行者数
【目標値】 目標年度の移行者数	1人	令和5年度末における、就労継続支援A型事業所の移行者数 (国の目標：1.26倍以上)

項目	数値	考え方
就労継続支援B型事業所の移行者数	1人	令和元年度末における、就労継続支援B型事業所の移行者数
【目標値】 目標年度の移行者数	2人	令和5年度末における、就労継続支援B型事業所の移行者数 (国の目標：1.23倍以上)

項目	数値	考え方
就労定着支援利用者数の割合 及び就労定着率	0% 0%	令和元年度末における、就労定着支援の利用者の割合及び利用事業所の割合
【目標値】 目標年度の就労定着支援利用者の割合	70%	令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数の7割
【目標値】 目標年度の就労定着率が8割以上の事業所の割合	70%	就労定着支援事業所のうち、就労定着率8割以上の事業所が全体の7割以上

第4章 数値目標

4 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置

【目標値】 令和5年度末の児童発達支援センターの数	1か所
------------------------------	-----

(2) 保育所等訪問支援体制の構築

【目標値】 令和5年度末の保育所等訪問支援の数	1か所
----------------------------	-----

(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【目標値】 令和5年度末の重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の数	1か所
--	-----

【目標値】 令和5年度末の重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の数	1か所
--	-----

(4) 医療的ケア児の適切な支援体制の確保

【目標値】 令和5年度末の保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置数	1か所
---	-----

(5) 相談支援体制の整備

【目標値】 令和5年度末の総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	1か所
---	-----

(6) 障がい福祉サービス等実施の向上支援

【目標値】 令和5年度末の障がい福祉サービス等の質の向上をさせる取組体制の構築	1か所
--	-----

第5章 障がい福祉サービス等の見込量

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスごとに、過去実績や事業者の事業移行計画、利用者ニーズ等を基に、各年度における必要とするサービスの見込量と確保のための方策について、次のとおり定めます。

【見込量算定の考え方】

令和2年9月実績値を基礎として、第5期計画の実績、実施事業所の提供体制及び利用者ニーズ等を勘案して推計。

I 障がい福祉サービス

1 訪問系サービス

【サービスの見込量（月当たり）】

区 分	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護	時間	90	90	90
同行援護 行動援護 重度障がい者等包括支援	人	15	15	15

【見込量確保のための方策】

地域の関係機関やサービス提供事業者との連携を図るとともに、利用者への情報提供や意向把握に努め、サービス提供事業者に対してサービスの質の向上に向けた支援等を行います。

2 居住系サービス

【サービスの見込量（月当たり）】

区 分	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用者数	1	1	1
共同生活援助（グループホーム）	利用者数	28	30	32
施設入所支援	利用者数	17	17	16

【見込量確保のための方策】

退院可能な精神障がい者や施設入所者の地域生活へのスムーズな移行を進め、グループホームなど居住の場の確保や事業者への働きかけなど、障がい福祉圏域において施設整備が図られるよう、協議・調整していきます。

また、地域住民に対し、障がいの理解や認識が深まるよう情報提供や周知に努めるとともに協力を求めています。

第5章 障がい福祉サービス等の見込量

3 日中活動系サービス

【サービスの見込量（月当たり）】

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	延べ日数	925	962	999
	利用者数	50	52	54
自立訓練（機能訓練）	延べ日数	0	0	0
	利用者数	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	延べ日数	15	15	15
	利用者数	1	1	1
就労移行支援	延べ日数	22	22	22
	利用者数	1	1	1
就労継続支援（A型）	延べ日数	88	88	88
	利用者数	4	4	4
就労継続支援（B型）	延べ日数	990	1,008	1,026
	利用者数	55	56	57
就労定着支援	利用者数	1	1	1
療養介護	利用者数	5	5	5
短期入所（福祉型）	延べ日数	48	48	48
	利用者数	6	6	6
短期入所（医療型）	延べ日数	0	0	0
	利用者数	0	0	0

【見込量確保のための方策】

利用者のニーズに対応できるよう、県及び近隣市町と連携するとともに、利用者への情報提供や意向把握に努めます。

障がいのある人の一般就労促進に向けて就労支援に関する課題を把握し、関係機関との連携を強化するとともに、サービス提供事業者に対して利用者の動向やニーズに関する情報の提供を行い、事業参入の促進を図り、一般就労への移行が円滑に進むよう配慮したサービス提供を行います。

第5章 障がい福祉サービス等の見込量

4 相談支援

【サービスの見込量（月当たり）】

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数	28	28	28
地域移行支援	利用者数	1	1	1
地域定着支援	利用者数	1	1	1

【見込量確保のための方策】

地域自立支援協議会を中心として、障がいのある人のニーズの把握や困難ケース等への対応を検討しながら情報を共有し、意識の向上を図ります。

障がいのある人や介助者に対して、相談などの方法により障がいのある人の自立支援のための情報提供やサービス利用の調整を図ります。

施設や病院に入所又は入院している障がいのある人に対して、地域生活への移行が円滑に行われるように支援を行います。

5 障がい児通所支援

【サービスの見込量（月当たり）】

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	延べ日数	35	35	35
	利用者数	5	5	5
医療型児童発達支援	延べ日数	0	0	0
	利用者数	0	0	0
放課後等デイサービス	延べ日数	600	600	600
	利用者数	40	40	40
保育所等訪問支援	延べ日数	1	1	1
	利用者数	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	延べ日数	0	0	1
	利用者数	0	0	1

【見込量確保のための方策】

障がい児とその家族の利用ニーズを把握しサービスの周知に努めるとともに、関係機関が連携して情報を共有し、障がい児を療育する家庭の支援に努めます。

第5章 障がい福祉サービス等の見込量

6 障がい児入所支援（県で設定）

【サービスの見込量（月当たり）】

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉型児童入所支援	人	3	3	3
医療型児童入所支援	人	1	1	1

7 障がい児相談支援

【サービスの見込量（月当たり）】

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数	12	12	12

【見込量確保のための方策】

計画相談支援同様、障がい児及びその家族のニーズにあった障がい児支援利用計画が適切に作成されるよう、相談支援事業所との連携により、必要な相談支援の提供等の支援に努めます。

8 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの数

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置数	人	0	0	1

【見込量確保のための方策】

医療的ケア児及びその家族等のニーズを把握し、適切な支援を受けられるようにコーディネーターの配置に努めます。

※国の定めた基本指針では、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することとされています。

9 発達障がい者に対する支援（新規）

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者	人	0	0	3
ペアレントメンターの人数	人	0	0	1
ピアサポートの活動への参加人数	人	0	0	1

【見込量確保のための方策】

必要とする方々のニーズに合った療育支援を行うため、関係課及び関係機関と協議・情報共有をしながら、支援・研修の提供体制整備に努めます。

第5章 障がい福祉サービス等の見込量

10 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（新規）

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	0	0	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	人	0	0	6
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	0	0	1
精神障がい者の地域移行支援	人	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援	人	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助	人	1	1	1
精神障がい者の自立生活援助	人	1	1	1

【見込量確保のための方策】

精神障がい者が地域で安心して暮らせるよう、医療関係者等と連携し、適切な支援を行える協議の場を確保します。

11 相談支援体制の充実・強化のための取組（新規）

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
総合的・専門的な相談支援の有無	有・無	有	有	有	
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	1	1	1
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	1	1	1
	地域の相談機関と連携強化の取組の実施回数	回	1	1	1

【見込量確保のための方策】

障がいのある人のニーズの把握や対応を関係機関と連携しながら、必要な支援を行います。また、相談支援・障がい児相談支援の取組強化に努めます。

第5章 障がい福祉サービス等の見込量

12 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組（新規）

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の参加人数	人	4	4	4
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の有無と実施回数	有・無	有	有	有
	回	1	1	1

【見込量確保のための方策】

障がい福祉サービス事業者の体制や状況を把握するとともに、サービス利用者が適切な支援を受けられるよう、体制強化に努めます。

第5章 障がい福祉サービス等の見込量

II 地域生活支援事業の見込量

【サービスの見込量（年当たり）】

区 分	単 位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	備 考
(1) 相談支援事業					
①障がい者相談支援事業					
基幹相談支援センターの設置	か所	1	1	1	
②基幹相談支援センター等機能強化事業	か所	1	1	1	
③住宅入居等支援事業	人	0	0	1	
(2) 成年後見制度利用支援事業	人	1	1	1	
(3) 成年後見制度法人後見支援事業		有	有	有	
(4) 意思疎通支援事業					
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	50	50	50	実派遣回数
②手話通訳者設置事業	人	0	0	0	実設置見込み者数
(5) 日常生活用具給付等事業					
①介護・訓練支援用具	件	1	1	1	給付見込件数
②自立生活支援用具	件	2	2	2	給付見込件数
③在宅療養等支援用具	件	3	3	3	給付見込件数
④情報・意思疎通支援用具	件	3	3	3	給付見込件数
⑤排せつ管理支援用具	件	370	370	370	給付見込件数
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	1	1	1	給付見込件数
(6) 移動支援事業	人	1	1	1	実利用人員
	時間	12	12	12	延べ利用時間
(7) 地域活動支援センター					
①自市町村利用分	か所	0	0	1	設置か所数
	人	0	0	4	実利用人員
②他市町村利用分	か所	1	1	2	設置か所数
	人	5	5	7	実利用人員

第5章 障がい福祉サービス等の見込量

【見込量確保のための方策】

(1) 相談支援事業

基幹相談支援センターを引き続き設置し、相談支援体制の強化を図ります。

(2) (3) 成年後見制度利用支援事業、成年後見法人後見支援事業

成年後見制度について、周知を図るとともに、中核機関の設置により利用促進に繋がるよう努めます。

(4) 意思疎通支援事業

関係機関と連携し、迅速な対応を行うとともに、事業周知を図りながら利用促進に努めます。

(5) 日常生活用具給付等事業

障がい者の日常生活が滞らないよう、迅速かつ適切な給付を行い、障がい者支援に努めます。

(6) 移動支援事業

利用ニーズの把握に努めるとともに、障がい者の社会参加に繋がるよう、サービス提供事業者との連携及び体制強化に努めます。

(7) 地域活動支援センター

関係機関及びサービス提供事業者と連携し、ニーズの把握とサービス提供体制の整備に努めます。

資料 用語の説明

I 障がい福祉サービスについて

1 訪問系サービス

(主として自宅において提供される支援サービス)

用語	説明
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴・排せつ・食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時の移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出時において同行して行う移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の外出時に必要な援助を行います。
行動援護	知的・精神障がいにより著しく行動上の困難があり、常時介護を必要とする人に対して、行動の際に生じる危険を避けるために必要な援護、外出時の介護を行います。
重度障がい者等 包括支援	常に介護を必要とする人で、介護の必要性が特に高いと認められた人に、居宅介護等の障がい福祉サービスを包括的に提供します。

2 居住系サービス

(施設などを利用し、主として夜間や休日に提供される支援サービス)

用語	説明
自立生活援助	施設やグループホームを利用していた障がい者で一人暮らしをする方に対して、生活面での課題や体調などについて定期的な訪問により確認をし、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日の共同生活を行う住居として、相談・入浴・排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に入浴・排せつ・食事の介護などを行います。

3 日中活動系サービス

(施設などを利用し、主として昼間に提供される支援サービス)

用語	説明
生活介護	常に介護を必要とする人に、施設で入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	理学療法や作業療法など、身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練を一定期間行います。
自立訓練（生活訓練）	食事や家事など、日常生活能力を向上させるための支援、日常生活上の相談支援、関係機関との連絡調整の支援を一定期間行います。
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、生産活動やその他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を一定期間行います。
就労継続支援（A型）	一般の事業所で働くことが困難な方に、主に雇用契約により働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行います。
就労継続支援（B型）	一般の事業所で働くことが困難な方に、雇用契約なしで、職業訓練を中心とした働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護、日常生活上の世話をを行います。
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気等の場合に、短期間（夜間も含む）施設で入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

4 計画相談支援等

(障がい福祉サービスの利用計画の作成、地域生活への移行や定着を支援するサービス)

用語	説明
計画相談支援	障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える問題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、サービスの支給決定前にサービス利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者の地域移行を推進するため、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談などを行います。
地域定着支援	居宅において単身生活する障がい者や、家族の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等における相談、訪問等の支援を行います。

5 障がい児通所支援系サービス

(障がい児を対象に、施設などを利用し昼間に提供される支援するサービス)

用語	説明
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援のうち、上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等である障がい児であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
福祉型障がい児入所支援	障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行います。
医療型障がい児入所支援	医療的なケアを必要とする児童に対する障がい児入所支援及び治療を行います。
障がい児相談支援	障がい児通所支援等の利用を希望する児童及び保護者に、障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

Ⅱ 地域生活支援事業等

(地域の特性や利用者の状況に応じて、自治体の創意工夫により実施する事業)

用 語	説 明
相談支援事業	障がい者（児）及びその保護者、介護者等からの相談に応じるとともに、必要な情報の提供・助言を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とします。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。
成年後見制度利用支援事業	知的・精神障がいのある人で判断能力が不十分な人について、障がい福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見の申し立てに必要な経費の全部または一部を助成します。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人等に、手話通訳等の方法により、その他の人との意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	重度障がい者の日常生活上の便宜を図るため、必要に応じ用具を給付します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な視覚障がい者、全身性障がい者、知的障がい者及び精神障がい者について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。
地域活動支援センター	地域活動支援センターを通じて、障がい者等に創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等を図ります。

資料 用語の説明

Ⅲ 障害者総合支援法

用語	説明
共生社会	これまで十分に社会参加ができるような環境になかった障がい者（児）が積極的に参加・貢献できる社会を指します。
日中サービス支援型 指定共同生活援助	事業所の職員が、24時間支援体制を確保し、相談や家事等の日常生活上の援助と入浴等の介護を合わせてサービスを行います。
ペアレントプログラム	育児に不安がある保護者等を、地域の支援者が効果的に支援できるように設定されたグループ・プログラムをいいます。
ペアレント トレーニング	保護者が子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を目的とした保護者向けのプログラムをいいます。
ペアレントメンター	発達障がいのある子どもを育てた経験を活かし、同じような発達障がいのある子どもを持つ親に対し、共感的支援や実体験を基に情報提供を行います。ペアレントメンターは相談支援に関する一定のトレーニングを受けています。
児童発達支援センター	地域の障がいのある児童を通所させ、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、集団生活への適応のための訓練を行う施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。
ピアサポート	専門家によるサポートとは違い、仲間や同輩が相互に支え合い、課題解決する活動をいいます。

第6期金ヶ崎町障がい福祉計画・第2期金ヶ崎町障がい児福祉計画

令和3年3月

発行 金ヶ崎町

〒029-4592 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根南町 22-1

電話 0197 (42) 2111 FAX 0197 (42) 4474

編集 金ヶ崎町保健福祉センター
